



「新潟県いじめ等に関する調査委員会第 1 部会」を開催します

このたび、県立学校が設置した第三者委員会のいじめ重大事態の調査結果について、生徒側から、県による再調査の申入れがあったことを受け、新潟県いじめ等に関する調査委員会条例に基づき、「新潟県いじめ等に関する調査委員会第 1 部会」を設置し、第 1 回の会議を下記のとおり開催します。

記

1 日 時

令和 8 年 10 月 20 日（火） 19 時から 21 時まで（予定）

2 場 所

新潟県庁 行政庁舎 2 階 201 会議室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）

3 議 題

- ・部会長の選任
- ・県立学校のいじめ重大事態の再調査について
- ・その他

4 委員

別紙名簿のとおり

5 会議の公開等

- ・会議は、部会の冒頭（部会長あいさつ）まで公開します。
- ・その後の審議は非公開とします。
- ・会議終了後、部会長が取材対応を行います。

〔参考〕

知事は、いじめ重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認める場合、学校等の調査結果について調査を行うことができるとされています。（いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項）

本件についてのお問い合わせ先

福祉保健部こども家庭課 佐々木、水野
（直通）025-280-5213（内線）2510